# 第5章 財産管理

### 第1節 市有財産

市有財産(土地・建物等)は行政財産と普通財産に分類してあり、行政財産の管理に関する事務は、使用又は所管する課の長が分掌している。行政財産とは、市有財産のうち市が公用(公用財産)又は公共用(公共用財産)に供し、又は供することを決定した財産で、公用財産には市庁舎、消防庁舎などの施設があり、公共用財産には学校、公営(市営)住宅、公園、公民館、幼稚園、保育園、市民センター、福祉会館、図書館、博物館などの施設がある。

普通財産の管理に関する事務は、資産経営課長が分掌している。普通財産とは、行政財産以外の一切の市有財産で、貸付地、貸付建物、空地などがある。また、これらの他に有価証券(株券)、出資による権利、基金などがある。

これらの市有財産管理に関する必要事項については、平塚市市有財産規則に基づき運用している。

市有財産状況

平成 29. 3.31 現在 (単位 m²)

						建		物			
	区		分		土地(地積)	木 造 (延面積)	非木造(延面積)	延面積計			
公	市	j J	<u> </u>	舎	32, 218. 89	6.62	36, 237. 15	36, 243. 77			
用財	消	i 防	施	設	11, 938. 49	0.00	6, 948. 58	6, 948. 58			
産	→ - 11 - 11. → H.			設	19, 788. 91	778. 57	1, 255. 38	2, 033. 95			
公	学	:	7	校	808, 598. 79	1, 497. 24	316, 991. 35	318, 488. 59			
共田	公	公営住宅			公営住宅			107, 842. 75	903. 21	80, 956. 86	81, 860. 07
用財	公	•		慰	691, 896. 19	510. 57	65, 395. 16	65, 905. 73			
産	そ	の他	の他の施設		635, 896. 61	2, 423. 95	186, 583. 28	189, 007. 23			
行	政	財	産	計	2, 308, 180. 63	6, 120. 16	694, 367. 76	700, 487. 92			
普	通	財	産	計	196, 224. 27	376. 64	57, 505. 54	57, 882. 18			
合				計	2, 504, 404. 90	6, 496. 80	751, 873. 30	758, 370. 10			

有価証券	出資による 権 利	基	金	
142, 470	1,011,549	財政調整基金	現 金	6, 993, 874
		河口対策事業基金	現 金	325, 043
		ll .	債 券	270, 000
		国民健康保険療養給付費等 支払準備基金	現金	3, 922
		競輪事業基金	現 金	1, 585, 961
		競輪場施設整備基金	現 金	2, 505, 568
		庁舎建設基金	現 金	1, 731, 356
		みどり基金	現 金	9, 576
		JJ	債 券	1, 352, 000
		下水道事業環境整備基金	現 金	10, 826
		JJ	債 券	150, 000
		文化振興基金	現 金	11, 195
		JJ	債 券	45, 000
		介護保険給付費支払準備基金	現 金	918, 216
		公共施設整備保全基金	現 金	2, 482, 005
		子ども・子育て基金	現 金	276, 000

# 第2節 車両管理

本市では、庁用自動車を集中的に管理しており、修理、定期点検整備、各種自動車保険への加入、また、事故防止のための安全運転指導を行うなど、効率的な管理に努めている。

### 1 車両状況

平成 29. 3.31 現在 (単位 台)

区分	計	企画政策部	防災危機管理部	総務部	産業振興部	公営事業部	市民部	福祉部	健康・こども部	環境部	まちづくり政策部	都市整備部	土木部	市民病院	教育委員会	消防
乗用関係車	10	6										1		2	1	
バス	2	1		1												
清掃関係車	69									66		2	1			
衛生関係車	3									3						
建設関係車	18												18			
消防関係車	63															63
用車	131	24		4	9	1	2	11	15	7	4	14	17		21	2
その他	7		3											1	2	1
計	303	31	3	5	9	1	2	11	15	76	4	17	36	3	24	66

注: ほかに原動機付自転車30台、共用自転車17台

### 2 安全運転対策

庁用自動車の安全運転管理体制として、道路交通法第74条の3の規定に基づく正副安全運転 管理者を設け、交通事故の防止に努めている。また、交通事故の処理については、損害賠償及び求 償の履行方法等の調査、審議を行う「庁用自動車損害賠償等審査委員会」を設置し、適正かつ円滑 に処理している。

なお、安全運転対策としては、次の諸施策を実施している。

- (1) 運行前点検の実施、運転日誌記載の励行
- (2) タコメーターによる運行後の安全走行の点検
- (3) 安全運転推進のため、安全運転等講習会の実施
- (4) 「OD式安全性テスト診断」の実施
- (5) 事故を起こした者に対する運転適性検査受検の実施
- (6) ドライブレコーダー搭載の推進
- (7) 安全運転管理に対する広報、伝達
- (8) 事故防止対策会議の開催
- (9) アルコール検知器による検査の実施
- (10) 安全運転に関する実技研修会の開催

## 第3節 市庁舎

平成29年3月31日現在

昭和39年11月9日に旧本庁舎、消防庁舎を開設し、昭和42年6月に附属庁舎として車両センターを開設したが、行政需要の増大に伴い庁舎の狭あい化が進み、昭和52年10月に新館(新庁舎建設に伴い平成26年6月から名称を「別館」に変更)を開設した。

また、平成3年4月1日に旧公害センター及び旧血液センターの建物を神奈川県から譲り受け、 豊原分庁舎として供用している。

庁舎の耐震性を図るとともに、庁舎の狭あい化、窓口の分散化を解消し、市民サービスを向上するため、平成23年9月21日から新庁舎建設工事を着工した。

平成26年5月21日に新庁舎建設の1期工事が完成し、6月30日に新庁舎の名称を市庁舎本館と した。

同年7月22日に消防庁舎、別館の循環型社会推進課と一部の作業員控室及び豊原分庁舎の各部署並びに一部の出先機関を除く、旧庁舎の全ての部署の移転が完了した。

なお、庁舎の駐車場については、新庁舎建設に伴う代替措置として財務省関東財務局横浜財務事務 所所管の土地を西八幡臨時駐車場として133 台分を確保し、整理員を配置して管理運営している。

#### 1 庁舎の概要

(1) 本 館

敷地面積 16,403.28 m 建物延床面積 23,119.53 m

(2) 消防庁舎

敷地面積 1,475.19 m<sup>2</sup> 建物延床面積 2,439.12 m<sup>2</sup>

(3) 別 館

敷地面積 4,380.20 m 建物延床面積 5165.70 m

(4) 豊原分庁舎

敷地面積 2,325.42 m 建物延床面積 3,107.12 m

(5) 設備の概要(本館)

- イ 給排水衛生設備……受水槽、冷却塔、雑用水槽、消火水槽、加湿・冷却塔用水槽、各階 給湯室、各階洗面所、消火栓
- ウ 空気調和換気設備……遠心冷凍機、吸収式冷温水機、AHU、FCU、チラーユニット、パッケージ型空気調和機、ウォールスルー、全熱交換機、加湿器、送風機
- エ エレベーター設備……乗用エレベーター5台
- オ 電話設備……デジタル交換機

ひかり回線 45 c h (ダイヤルイン 87 番号)

アナログ回線 56回線

(着信専用13本、発着両用43本)

専用回線 11 回線

(本庁~豊原分庁舎間8回線、本庁~周辺公共施設間3回線)

カ 附帯設備……地下灯油タンク (45,000 1,271 基)

- (5) 構造 鉄骨鉄筋コンクリート造 (ラーメン構造) 本館
  - 鉄筋コンクリート造(ラーメン構造) 消防庁舎、別館、豊原分庁舎
- (6) 基礎 ベタ基礎 本館
  - 独立基礎 別館、豊原分庁舎、その他の建物

#### 2 保守管理の委託状況

市庁舎の清掃、冷暖房機械の運転・保守管理等については、管理上の適正化、人事管理の合理 化運営、管理経費の効率化から業者に委託している。

委託業務名

設備管理・警備業務、清掃業務、受付・電話交換業務、電気設備管理業務、防災設備管理 業務、環境衛生管理業務、エレベーター保守管理業務

#### 3 新庁舎建設事業

#### (1)目的

旧本庁舎(昭和39年11月9日開設)は、建物の老朽化や高度情報化への対応の限界、バリアフリー対応の不足といった問題を抱えていた。また、分散した庁舎は市民サービスや行政効率の低下を招く要因となっていた。さらに、平成7年に実施した庁舎耐震診断では耐震性の不安が指摘され、地震時の安全面や防災拠点としての機能を担う上で問題があり、早期の対応が求められていた。

新庁舎は、市民サービスの向上を目指して平塚税務署と合築することとなり、平成 23 年度から 建設工事を進めている。

# (2) 主な事業内容

(=/ = 0.1//	, , ,	
平成 24 年	4月 ~	前年度に引き続き、1期建設工事を実施
	7月	2 期建設工事範囲の土壌汚染調査業務完了
	9月	1 期建設工事範囲の地中障害物及び汚染土壌の搬出・除去完了
		1 期建設工事範囲の土壌汚染対策法による汚染区域の指定解除
	12月	地中障害物及び汚染土壌の除去並びにLED照明器具への変更
		に伴う事業費増額の補正予算が成立
平成 25 年	3月	国土交通省関東地方整備局と平塚市庁舎・平塚税務署の建設事
		業の施行に関する工事細目協定の一部変更協定を締結
		事業費増額と工期延長について工事請負変更契約を締結
	12月	賃金又は物価の変動に基づく事業費増額の補正予算が成立
平成 26 年	3月	事業費増額について工事請負変更契約を締結
	5月	国土交通省関東地方整備局と平塚市庁舎・平塚税務署の建設事
		業の施行に関する工事細目協定の一部変更協定を締結
		1 期建設工事が完成
	7月	旧庁舎から移転し、新庁舎にて業務を開始
		2期建設工事を実施
平成27年	3月	地中障害物撤去工事費並びに賃金又は物価の変動に基づく事業
		費増額の補正予算が成立
	5月	国土交通省関東地方整備局と平塚市庁舎・平塚税務署の建設事
		業の施行に関する工事細目協定の一部変更協定を締結
	6月	事業費増額について工事請負変更契約を締結
平成 28 年	3月	地中障害物撤去・基準値超過土の搬出並びに賃金又は物価の変
		動に基づく事業費増額の補正予算が成立
	3月	国土交通省関東地方整備局と平塚市庁舎・平塚税務署の建設事
		業の施行に関する工事細目協定の一部変更協定を締結
	6月	事業費増額について工事請負変更契約を締結
	12月	事業費増額について工事請負変更契約を締結
平成 29 年	3月	国庁舎建設工事に伴う事業費増額の補正予算が成立